

# 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部会報

No.  
**25**

2019/5/15

■発行/編集 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

■発行場所 〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル4階 電話 03-3453-7393 FAX 03-3453-7505  
URL <http://www.jashcon-tokyo.com> E-mail: [jashcont@basil.ocn.ne.jp](mailto:jashcont@basil.ocn.ne.jp)



## 顧客の喜びはコンサルタントの喜び



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

東京支部長 **山室 栄三**

最近の安全衛生に関する動きは国の法規制も含めて各方面に影響がある大きなものとなっています。

昨年度の安全衛生関係の動きを振り返ってみましょう。

4月には「第13次労働災害防止計画」がスタートしました。基本理念としては、「一人の被災者も出さないようにする不断の努力により、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会を目指す」としています。

この中で重点事項の展開として「労働安全・労働衛生コンサルタント等の専門人材の活用等」がうたわれています。労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現するためにも、当支部会員一同は、第13次防の推進と実践のために、事業場の安全衛生診断や教育・講演等の業務を通して、健康増進や安全衛生意識の向上などに取組み、お客様からの各種の要望に応じていく決意です。

6月には労働安全衛生政省令の改正により、今まで高所作業で使用していた安全帯は、この2月より原則としてフルハーネス型を墜落制止用器具として使用することが義務づけられました。さらに高さ2m以上で作業床の設置が困難な場合、フルハーネス型を使用する場合は、特別教育が必要となります。

7月には改正健康増進法が公布され、企業の事業所等では一定要件を備えた喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策が2020年4月1日より施行となります。今までの労働安全衛生法との一番大きな違いは罰則があることで、最大50万円の過料が設定されています。受動喫煙防止の実施に向けて厚労省、東京都は委託事業として無料の電話相談や実地指導を行っています。特に、喫煙室を設置したが法令の要件を満たしているか、喫煙室を設置しているのにもいつもオフィスがタバコ臭いなどの問題等についての相談があります。当支部では労働安全衛生コンサルタント会本部とともにこれらの事業の展開と問題解決のために毎日相談員が対応しています。(受動喫煙防止対策委託事業記事参照)

新しい法規制が制定され、新たに遵守すべき事項や一段と踏み込んだ対策の実施などが増えることになり、企業の皆さんは今まで以上に災害防止に取り組まねばなりません。コンサルタントも共に法令遵守や対策の実現に向けて尽力していきます。このため、当支部は継続して専門的な研修会を開催し、コンサルタントの能力向上につとめています。本部の研修会に加えて、支部の年4回の研修会には112名が参加し、4つの地区部会では26回の研修会を開催し延べ311名が出席して日々研鑽しています。支援を求める事業所の皆さんが、法令の改正部分の理解を深め、取るべき対策の提案により問題が解決されることに満足していただき喜んでもらえることが私共の目標でもあります。

私どもがコンサルタント業務を実施するにあたって、基本として次の三つの喜びを得ることにつながると思い実践しています。

一つは、社会への貢献ができることです。今までに培った技術や知識等のスキルを発揮し、災害防止の支援を通して事業場の安全衛生水準の向上に役立てることが出来ます。その結果お客様に感謝される喜びを得ることも出来ます。二つ目は、生きがいを得、成長する喜びです。仕事を通じて、働きがい、生きがいを見出すことができ、日々能力向上に努め、成長につながります。さらに三つ目として、報酬を得る喜びです。コンサルタント業務を実施した結果、労働に見合った報酬が得られ、達成感も味わえるのではないかと思います。

当支部会員一同お客様に必要とされ役立つコンサルタントを目指して、皆さんに喜んでもらえるようそして各自が喜びを得るようこれからもコンサルタント業務を展開していきます。



# 第13次労働災害防止計画 2年目を迎えて



東京労働局労働基準部

安全課長 直野 泰知

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より積極的に労働災害防止活動にご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。

都内の労働災害の発生状況ですが、平成30年は、休業4日以上死傷者数が10年ぶりに1万人を超え、建設業以外のほとんどの業種で平成29年より増加し、中でも小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業といった第三次産業において増加が顕著です。

建設業につきましては、死亡者、死傷者ともに平成29年より減少したものの、大規模工事現場で死傷者を出す火災が発生するなど、第13次労働災害防止計画の初年度としては大変厳しいスタートとなりました。

労働災害が増加した背景には、様々な要因が考えられますが、労働災害の減少に向けては、労働災害の増加要因を踏まえた新しい切り口や視点での対策が求められています。加えて、外国人労働者の増加に伴い、適切な安全衛生教育や、雇用する外国人の母国語に対応したマニュアルや標識の整備なども求められます。

東京労働局においては、「第13次東京労働局労働災害防止計画」(計画年度:2018～2022年度)に基づき、下記の3点を基本的な考え方として取り組んでいきます。

## ①オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設工事をはじめとして、都内では建設需要が増加しています。施設工事において労働災害によって不幸となる人を出さないよう、管内の労働基準監督署、関係事業者、関係団体等と緊密に連携を図り、労働災害防止に取り組めます。

## ②本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

都内には、資本金10億円以上の企業の半数以上が本社機能を置いています。これらの企業に対し、全社的な安全衛生対策を推進するよう働きかけ、東京発の安全衛生対策を全国の事業場へ普及拡大することにより、全国の労働災害の減少を目指します。

## ③「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

安全衛生対策は国民的課題であるにもかかわらず、一般社会でも認知度は必ずしも十分とは言えない状況です。行政が進める安全衛生対策について、誰もがわかりやすく、アクセスしやすいよう、「Safe Work TOKYO」のロゴマーク等を広く国民にアピールしていきます。

特に、管内の災害の6割を占める第三次産業において、安全意識を根付かせ活発な活動を行っていただくためには、皆様方のような外部の専門家による支援が有効であると考えております。各事業場に対して、安全衛生対策に関する助言はもとより、「Safe Work TOKYO」のロゴマーク、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」のキャッチフレーズ、「私の安全宣言コンクール」など、当局が実施する行事等についても併せて周知いただければ大変幸甚です。

第13次労働災害防止計画の推進についても、引き続き会員の皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、貴協会支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。



# 「健康確保対策と化学物質等による 労働災害防止対策」を 重点に取り組みます



東京労働局労働基準部

健康課長 田村 三雄

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部並びに会員の皆様には、日頃より労働者の安全と健康確保のため、ご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、労働者の健康をめぐる状況についてみると、管内の一般健康診断における有所見率は平成21年以降50%台前半で推移しています。また、管内の労働者50人以上の事業場における平成30年分のストレスチェック結果報告の提出率は82.0%となっています(平成31年1月7日現在)。さらに、病気の治療と仕事の両立支援については、都内に本社を置く上場企業1,843社に対するアンケート結果(平成30年5月、回収率37.5%)によれば、両立支援に取り組んでいる企業は52.0%でした。

4月から、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう、産業医・産業保健機能及び労働者の健康管理が強化されました。このような状況を踏まえ、今年度は次の取り組みを行います。

改正労働安全衛生法の内容については、周知を図るとともに、法令遵守に係る指導を行います。

ストレスチェックの実施の徹底を図るため、引き続き、労働者50人以上の事業場に対して指導を行います。また、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の促進を図ります。

化学物質等による労働災害防止対策に関しては、危険性・有害性のある化学物質の取扱事業場に対し、計画的に監督指導・個別指導を行い、作業環境測定の実施による作業環境の改善、健康診断の実施による健康管理等法令の遵守の徹底を図るとともに、規制対象外の物質についてもリスクアセスメントの実施を徹底し、リスクアセスメントの結果に基づき、有害要因の除去や有害物の発散の抑制等のリスク低減対策、危険物の適切な取扱いの徹底に取り組むように指導します。その際、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、ラベル表示と安全データシート(SDS)の入手・交付の徹底を図るとともに、化学物質の危険性・有害性及びリスク低減対策について労働者への周知・教育の実施について指導します。

事業場における具体的な対策等の取組には、専門的な技術と知識が求められるところであり、労働安全衛生分野の専門家である貴支部のご理解とご協力が不可欠であります。

最後に、貴支部の益々の御発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

## 平成30年度東京支部業務実績

### 【労働安全衛生コンサルタント制度の普及】

労働災害防止を目的とした労働安全衛生コンサルタント制度の普及を促進するため、以下の取り組みをしています。

1. 労働安全衛生コンサルタント制度の周知活動としてリーフレットや会報の発行・配布、各監督署、基準協会主催の安全週間・労働衛生週間の趣旨説明会における講演などを行いました。
2. 平成30年度の全国安全週間に係る各種行事や、産業保健フォーラムIN TOKYO 2018に参加し、当支部の安全衛生相談コーナーを設置し、安全衛生に関する当支部の各企業などへの支援活動を紹介しました。

### 【平成30年度のコンサルタント業務の展開】

1. 安特(安全管理特別指導事業場)、衛特(衛生管理特別指導事業場)の支援

安特、衛特に指定された事業場のうち、2件の事業場の支援業務を当支部が実施し、安全衛生管理上の問題点の把握、改善計画の立案、継続的な現場指導を行いました。これにより、各事業場の安全衛生意識高揚と活性化を図りました。

2. 厚生労働省委託事業

平成30年度は関係者のご尽力により以下の厚生労働省委託事業を実施しました。

- 1) 荷役作業災害防止対策推進事業における現場安全診断と安全衛生教育講習会
- 2) 受動喫煙防止対策に係る各基準協会での講師派遣と受動喫煙防止対策に係る説明会の実施

3. 受託業務

当会には様々な職種の事業場から安全衛生のご相談をお寄せいただいています。週3件程度の問合せがあり、その中で最も多いのは工場や建設工事現場などの安全衛生診断です。診断を実施しその結果を報告し、内容によっては継続的に診断・助言を行う場合があります。

次に多い業務は、安全衛生講演や講習です、当支部会員の豊富な経験を生かして現場の作業の方々や経営層など対象に合わせた教育を提供し、好評を得ています。

大規模案件として今年度は、健康増進法改正に伴い東京都から受動喫煙防止対策関連業務を受注し、またシールド工事に係る安全対策業務を受注しました。

これらの業務の中には継続的に実施しているものがあり、その代表的な業務として足場点検業務や外構工事の安全診断業務があり、当会の主要事業となっています。また、大手材料会社グループの安全衛生診断業務も数年間にわたる継続業務となっています。

## 厚生労働省・東京都委託事業への参画報告

### 受動喫煙防止対策事業について

 東京支部 労働衛生コンサルタント 高橋 明彦

- 1) 厚生労働省委託事業 主催説明会・合同説明会

平成26年6月に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)が公布され、翌年6月に「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりました。これにより各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な受動喫煙防止措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省は委託事業として、「職場の受動喫煙防止対策」について啓蒙事業を実施し、日本労働安全衛生コンサルタント会が受託しました。経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を得るとともに、その進め方を提

案するための「説明会」を全国の支部で開催しました。東京支部においても、東京労働局の全面的な協力を得て、主催説明会を10月及び11月の2回実施、労働基準協会との合同説明会を7回実施し、参加された多くの企業等の方々に受動喫煙防止対策の重要性を理解していただきました。

## 2) 東京都受動喫煙防止対策受託事業

2020年東京オリンピック開催に向けて東京都が受動喫煙防止体制を強化するものとして、東京都福祉保健局が平成30年度委託事業「受動喫煙防止対策に伴う喫煙専用室等専門アドバイザー事業」を平成31年1月25日より開始し、東京支部が受託しました。本事業は相談員業務、実地派遣業務及び現地調査業務の三業務から構成されており、労働衛生コンサルタント(主に衛生工学)が担当いたしますが、東京支部に加えて神奈川、千葉及び埼玉各支部からもご協力頂き対応しています。



実地派遣第1号  
ヒルトン東京B1F「リエコヒー」での相談対応

平成31年2月に改正健康増進法の政省令が公布され、喫煙室の技術的要件等が確定されました。東京都条例の規則も改正され、2020年4月1日の完全施行に向けて今後更に相談件数が増加することが予想されます。平成31年度も継続する事業であり、今後ますますコンサルタントの支援が期待されています。東京都の無料電話相談番号は0570-069690で、平日9時より17時45分までです。ご活用ください。

## 荷役作業災害防止の業務に携って

 東京支部 労働安全コンサルタント 川田 有一

私は、平成25年から昨年まで荷役の安全診断業務に携わってきましたので、これまで経験した事について報告させていただきます。

平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が策定されたことを受け、労働安全衛生コンサルタント会は、平成25年から平成30年まで5年間、東京労働局とともに、運送会社、荷主への安全衛生教育や現場安全診断業務を行ってきました。

当初は、安全診断への協力要請も暗中模索状態で、多くの企業への協力要請やパンフレットの送付だけではなかなか理解が得られず、コンサルタントの個人人脈を頼り何とか目標を達成する状態でした。しかし、昨年からは東京労働局からの積極的な協力を得て、荷主の理解も深まり少しずつ成果が表れてきております。

平成30年度は、荷主への説明会の他、「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止」を図るため、従来の「安全診断」に加えロールボックスパレットの項目が追加されました。そこで、ロールボックスパレットに係わる安全作業講習会の講師となる者は、事前に清瀬にある労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において4時間の実習カリキュラムを受けることとなり、日本労働安全衛生コンサルタント会各支部から1名ずつ実技講習を体験することとなりました。私も安全作業講師を依頼され7月10日(火)実技講習に参加しました。

全国47都道府県から集まった労働安全コンサルタントの方々は、先生の話を一言も聞き逃すまいと真剣な表情で受講し、実技に挑戦していました。実技で一番驚いたことは、ロールボックスパレットは400kgものおもりを乗せても簡単に動かすことができるということでした。しかし、少しでも傾斜があると前輪が傾斜の方に回ってしまい

思わぬ所に勝手に動いてしまうことが問題でした。実際、会場の外での実習では、100kgのおもりを乗せただけでも傾斜の先の草むらに突っ込んでしまう危険性が確認できました。その他では、ストッパーのかけ方など基本的な操作方法や手順を体験した講習でした。その後、ロールボックスパレットの講習会ではこれらの経験を皆様にご伝えることができ、アンケートでも有益であったとの回答を頂きました。

今後も、労働安全コンサルタントとして安全診断時の指導項目として心がけてまいります。



清瀬の労働者健康安全機構労働安全衛生研究所にて

### 企画委員会



企画委員会委員長 中河原 一秀

企画委員会では、当支部の規約・規程の見直しや改正を検討しています。平成30年度の主な検討事項は次のとおりでした。

1. (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会は、全国の支部との連携を強化して、支部の事業や会計を管理統制することになり、その具体策として支部設置規程の改正が平成30年4月1日から施行されました。これに対応して、東京支部の規約・規定類を改正する必要が生じたので、改正案の検討を当委員会が中心になって行い、平成30年6月の支部総会の承認を経て改正に至りました。改正の主要点は、次のとおりです。
  - ・支部の会計は、本部会計の一部として決算され、支部の資産は、本部にて管理されます。
  - ・支部の従来の「理事」・「理事会」を、本部のそれらと区別するため、それぞれ「幹事」・「幹事会」と称し、従来の「幹事会」を「常任幹事会」と称します。
2. 支部の従来の地区部会は、業務部会員とそれ以外の一般会員で構成されていましたが、地区の会には業務部会員のみが参加し一般会員の参加はないのが実態でした。この実態に合わせて、地区部会を廃し、地区業務部会のみを置くことに規約・規程を、上記1と同時に改正しました。
3. 業務部会員の懲戒(定款、倫理綱領、規約・規程等の順守違反)に関して規約・規程を見直し中です。(平成31年3月現在)

### 広報委員会



広報委員会委員長 山崎 恵一郎

#### 1. 会報誌第24号の発行

会報誌は、日本労働安全コンサルタント会東京支部の新支部長に就任した山室栄三の挨拶 また、東京労働局基準部安全課長に就任された直野泰知様・健康課長に就任された田村三雄様から就任のあいさつと今年度から進められる第13次労働災害防止計画に対する方針と抱負を寄稿して頂きました。

厚生省委託事業は、「小売業・飲食店トップセミナー」「荷役作業災害防止事業」「受動喫煙防止事業」の3つの事業に参画できその報告を掲載しました。

トピックは、衛生部門からは、「疾病に罹りにくい日常生活の“クセ”」「減少に転じた日本の胃がん死亡」を紹介し、読者から参考になったとコメントを頂きました。安全部門からは、専門性が高く希少な「高電圧実験室の安全衛生診断」及び「労働安全コンサルタントとしての安全講話」を紹介しました。

その他、専門委員会活動報告などを掲載しました。

#### 2. 幹事会議事録の作成

隔月に開かれる幹事会の記録を作成し、幹事の皆様の承認を経て地区部会で地区部会長から報告が行われております。

#### 3. ホームページ部会の活動

昨年はホームページの全面的改訂を行いました。今年度は、当会東京支部が移転する運びとなり、移転に伴う住所変更などホームページの改変が主な活動でした。ホームページへの期待が多い現状において、今後わかりやすい内容に進めてまいります。

## 事業委員会



事業委員会委員長 中村 健一

継続的に以下の事項に力点を置き活動を行いました。今後も継続して実施致します。

### 1. コンサルタント制度の普及徹底(PR活動)

- (1) 労働基準監督署・労働基準協会主催の全国安全週間・全国労働衛生週間(事前準備)説明会で、コンサルタント会活動紹介、リーフレットの配布、相談コーナーの設置。
- (2) 見やすく分かり易くしたホームページの活用。

### 2. コンサルタント業務の充実

- (1) 業務の需要確保・拡大に資する受託業務のリポート、新規業務の開拓の実施。
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働の実施。
- (3) 受託業務の分析。

平成23~29年度迄の受託金額を基に、受託業務内容の分析結果は以下の通りです。

- ① 業種は建設業が一番多く、以下製造業、運輸・郵便業、学研究/専門・技術サービス業、卸売業・小売業、社団法人等団体、労働基準協会・労災防止団体、医療・福祉、サービス業の順です。建設・製造業で全体の6割を占めています。(図-1参照)
- ② 業務内容は安全衛生診断が一番多く、以下足場・外構点検、安全衛生支援指導、安全衛生教育講師、安全衛生講演、安特・衛特指導、産業医、コンテンツ作成の順です。安全衛生診断と足場・外構点検が全体の6割程度を占めています。(図-2参照)

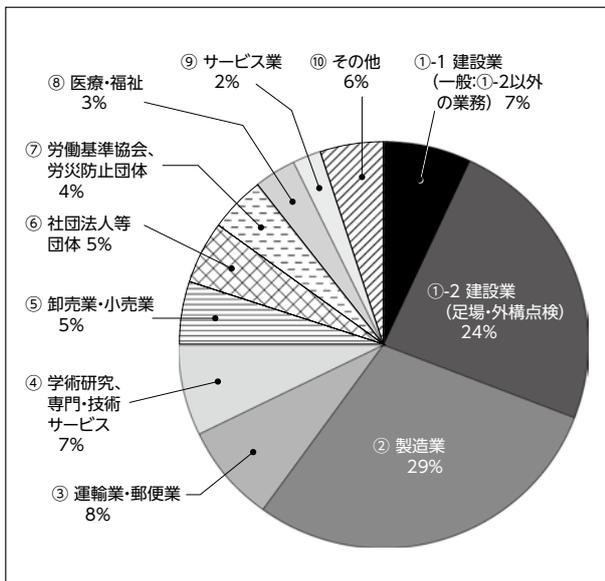


図-1 「顧客業種別受託金額の割合」

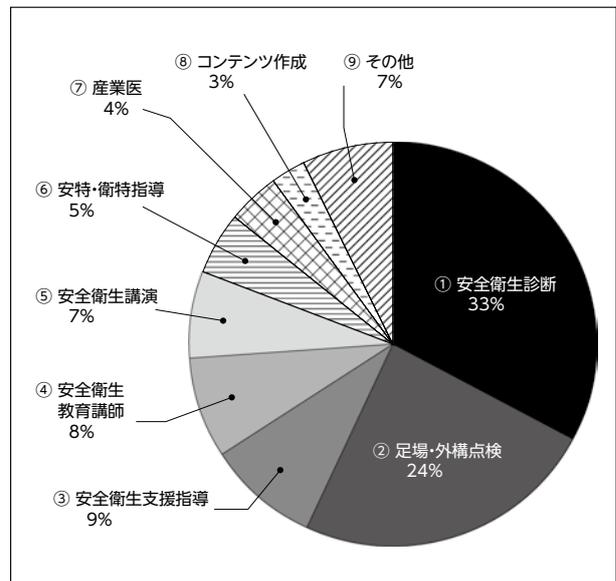


図-2 「業務内容別受託金額の割合」

- ③ 経験豊富な会員がお客様のご要望に対応致します。主な受託業務は以下の通りです。

- 1) 安全衛生診断 : 現場・文書・記録を点検し改善点・方法を説明してご提案。
- 2) 足場・外構点検 : 墜落・転落等の労働災害防止を図る足場・外構の安全点検。
- 3) 安全衛生支援指導 : 安全衛生に関する活動等の支援指導を行います。
- 4) 安全衛生教育講師 : 講師は、経験を踏まえ具体的に分かりやすく説明します。
- 5) 安全衛生講演 : 職場の安全衛生大会、セミナー等で講演を行います。
- 6) 安特・衛特指導 : 特別指導事業場の改善計画書作成から指定解除迄のご指導。
- 7) 産業医 : ストレスチェック対応等50人以上の職場は産業医が必要です。
- 8) コンテンツ作成 : ホームページ等のコンテンツ(記事)を作成します。
- 9) その他 : 労災等の分析と対策、規程・テキスト作成、局所排気改善等。

## 各委員会活動報告

### 研修委員会



研修委員会委員長 鈴木 信生

昨年の2018年度から『第13次労働災害防止計画(13次防)』が開始されました。この計画の中には、「安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進」に関して私たち労働安全・衛生コンサルタントへの大きな期待が込められています。これらの期待に応えるためには、「コンサルタントの質と能力の向上」が当然に求められています。

「質と能力の向上」とは、13次防の重点事項には「メンタルヘルス対策」「両立支援」など新たな事項も盛り込まれ、また安全関係においても新しい知識や技術情報を迅速に学び、会員一人一人が自己研鑽に努め、これらを活用してお客様に効果的・的確な支援ができることを意味しています。

これに対応できるよう、以下の点を重点に研修会を開催しました。

1. 13次防重点事項への対応(メンタルヘルス対策、両立支援、受動喫煙防止等)
2. 法令改正への対応(墜落制止用器具等)
3. 行政からの最新情報(東京労働局)

今年度もお客様に満足して頂けるサービスを提供できるよう、効果的な研修会を企画しますので、多くの会員のご出席をお待ちしています。



(研修会風景)

回	開催日	会場	研修テーマ	講師(敬称略)
1	H30.6.21	学士会館	1. 「今年度の労働安全行政の動向について」 2. 「今年度の労働健康行政の動向について」 3. 「リスクアセスメント12年経過後の振り返り」	東京労働局安全課長 直野 泰知  東京労働局健康課長 田村 三雄  山口 忠重(城南)
2	H30.9.20	東京産業保健総合支援センター	1. 「安全帯に関する法令改正について」 2. 「メンタルヘルス対策」	鈴木 信義(城南)  神田東クリニック 高野 知樹
3	H30.12.7	東京産業保健総合支援センター	1. 「リーダー論・魅力あるリーダー」 2. 「治療と職業生活の両立支援：ポイントは何か？」	青森中央学院大学 客員教授 小澤 信夫  大神 あゆみ(城西)
4	H31.3.13	三田労働基準協会ビル	1. 「安特事業場の改善支援」 2. 「受動喫煙防止対策事業について」 3. 「化学物質管理、リスク低減に有効な措置」 4. 「作業現場での事故対策に適した切断工具のご提案」	仁田 晃人(城東北)  高橋 明彦(事務局長)  上福元 清隆(城南)  オルファ(株) 森 正太郎

# 法令改正がされた墜落制止用器具について

～～ 事業者に求められる“要求性能”を満足する環境作り ～～

 労働安全コンサルタント 鈴木 信義



装着不良での宙づりで1分耐えられずに悲鳴(筆者)

本年2月1日より施行された墜落制止用器具については、現在、使う労働者からの特別教育受講と新構造規格の製品に関心が集まっています。そこで本稿では(i) 墜落制止用器具を使わせる立場の事業者と労働安全衛生規則の改正された条文との関係、(ii) 特別教育の講師として注力したいポイントの2つに絞って述べます。

## (i) 事業者と労働安全衛生規則(以下「安衛則」)の改正された条文との関係について。

安衛則及び政令では「安全带」を「(要求性能)墜落制止用器具」と名称変更しているほか、告示では安全带の規格を墜落制止用器具の規格として全面改正し、さらに作業内容等により推奨するガイドラインが制定されています。事業者はこれらの一連の要求事項を満たす必要があります。“墜落による危険のおそれに応じた性能を有する「安全带」を「要求性能墜落制止用器具」と改められたことにより、“要求性能”を満足させるため事業者がなすべきことがより明確になったのです。この事を安衛則の4つの条文(第518条～第521条)に照らして考えてみたいと思います。

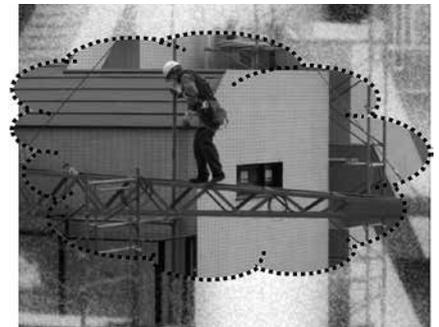
1. 墜落の恐れのある場所では“事業者”は作業床と囲い等を設けて環境改善をせよ(第518条、519条各第1項)・・・RA工学的対策(RA：リスクアセスメント)
2. それが困難な場合は“事業者”は要求性能墜落制止用器具を労働者に使用させよ。その場合、イ.フックを安全に取り付けられる設備を設けて、ロ.良好な状態に維持し、ハ.労働者の要求性能墜落制止用器具も良好に維持せよ(第518条、519条各第2項、第521条)・・・RA管理的対策。
3. そのうえで、“労働者”は“事業者から命じられた時”は要求性能墜落制止用器具を使用する義務がある(第520条)・・・RA個人用保護具の使用

としています。つまり“要求性能”を明記したことにより「この環境では、この墜落制止用器具を装着し、この墜落制止用器具取付け設備にフックを掛ければ、たとえ誤って墜落しても、あなたは地面には激突しないことを保証する」と言い換えられ、事業者として必要な対策が明確にされたことと読み取れます。事業者、および職長や作業主任者等はこの点を再度理解し、創意工夫した環境作りと労働者への的確な指示・監督を行っていただきたいと願います。

## (ii) 教育講師として特別教育で力を入れたいポイントについて。

多くの特別教育が災害発生を防止する視点での教育であるのに対し、今回の特別教育は万が一墜落という災害が発生した場合の被害軽減のための教育である事が大きな特徴です。この点から、①高さ6.75m未満でも、重篤に至る可能性が高い胴ベルト型よりもロック機能付きリール式のフルハーネス型を用いることが有効な場合が多いこと、②腰よりなるべく高い位置にフックを掛けることの重要性和タイプ2ランヤードでの足元へ掛ける時のリスクの説明、③二丁掛における注意点として1つのショックアブソーバから2本のロープとフックが伸びているランヤードを用いた時と独立した2本のランヤードを用いた場合での各々のリスク、等の説明に注力する等があげられます。

今回の法令改正が求める「要求性能を満足する環境を作り上げる」ことにより万が一墜落災害が発生したときも地面へ激突しない考え方が理論的に明確になったこと、フルハーネス型といえども装着状態、使用方法によっては重篤となりうるリスクのあること、等を諸資料より再度確認していただきたいと願います。



クレーンの解体作業。どのような要求性能墜落制止用器具取付け設備が有効?

## キャリアとメンタルヘルス



精神科専門医、労働衛生コンサルタント 高野 知樹  
(医療法人社団 弘富会 神田東クリニック 院長)



厚生労働省の新規大学卒就職者の離職状況調査によると、3年以内に離職する割合が3割以上といます。しかもそのうち約半数近くは1年以内に辞めているようです。もちろん、健康を害するほど合わない仕事を無理して続ける必要はありません。筆者はある大学の校医もしていて、懸命な就職活動の末に内定が決まり、喜んでいる姿を近くで見ていると、このデータには少々驚きます。

青い鳥症候群、といわれる状態があります。医学診断名ではありませんが、時にメンタル不調に陥ります。メーテルリンクの「青い鳥」という童話がもとになっていて、幸せを招く青い鳥を追い求めるが見つけれず、疲れ果てて帰宅すると身近に発見、というのが童話のあらすじです。「もっと自分の能力を活かせる仕事があるはず」、「この仕事は自分向きではない」と理想を追い求め、環境を転々と変えることに時間と労力を費やしてしまい、能力を磨く機会を逃してしまい、理想と現実のギャップに苦しむ病態です。

さて、キャリアについては様々な解釈の仕方がありますが、総じて、働くことにまつわる「生き方」そのもの、と考えていいでしょう。単に職歴や役職、職業などを指すものではありません。

キャリアについては多くの学者が色々な考え方を唱えています。なかでも代表的な組織心理学者のエドガー・シャイン博士の解釈をご紹介します。シャイン博士は、キャリアをアンカーとサバイバルという概念で説明しました。キャリア・アンカーとは船のいかりのことで、潮に流されないように下ろす、つまり仕事をする上で自分が大切にしていることを指します。一方キャリア・サバイバルは、求められる役割をこなすことで職業生活を“生き残る”、つまり、まわりから求められるニーズを意味しています。

シャイン博士は、さらにアンカーを8つの要素に分類しました。①専門性②経営管理③自立・独立④保障・安定⑤起業家的創造性⑥奉仕・社会貢献⑦飽くなき挑戦⑧私的時間も重視。どれが正しいというのではなく、何を重視しているのかを考える上で参考になると思います。

ここで例え話をひとつご紹介します。あるロックミュージックは独創的な曲づくりを大切にしています。このミュージシャンのキャリア・アンカーは、前述の起業家的創造性を重視しているという事になります。しかし残念なことに、独創的過ぎて全く曲が売れません。

ある時、その個性的な歌声に魅了された作曲家が「私の作曲を君の声で歌って欲しい。きっとヒットする」と話を持ちかけます。ポップな歌謡曲調です。経済的に苦しいそのロックミュージシャンは、心から気乗りはしないものの歌ってみることにしました。これがキャリア・サバイバルということになります。するとどうでしょう、作曲家の予想どおりこの曲がヒットします。世の中にこのロックミュージシャンを知る人が増え、次第に過去に作詞作曲してきた曲にまで興味を持つファンも増えていきます。いつの間にか自分で作詞作曲した曲も売れるようになりました。

この話は、自分の意にそぐわないサバイバルなことをしているうちに、先方でアンカーの充足にもつながっていること、を示しています。キャリア・アンカーとキャリア・サバイバルはどちらが重要、というものではなく、うまく両立させることが大切なのですね。

職場で健康相談を受けていると「仕事を辞めたい」という話を聞くこともあります。その時は理解を促しやすいアンカーとサバイバルについて、お話してみるのも一手かと思います。隣の芝生が青く見えることもありますが、まずは自分の歩んでいる道のキャリア・アンカーとキャリア・サバイバルを意識的に認識してみてもらうのもいいですね。紆余曲折しながらも身近な鳥を「青い鳥」に育てていける可能性を見いだせるかも知れません。

●トピック●

## 機械による「挟まれ・巻き込まれ」災害



労働安全コンサルタント(機械) 中島 次登

平成29年の製造業における業種別労働災害は、食品製造の7,963件(30%)、次に金属製品4,259件(16%)と17業種の内2業種で全体の46%を占め、他の業種に比較し突出していることがいえます。

- ① 事故の型別では、挟まれ・巻き込まれによる災害が7,159件(26.8%)、転倒5,088件(19.1%)、墜落・転落2,842件(10.7%)を占めています。
- ② 挟まれ・巻き込まれによる災害の業種別では、パルプ等の47.9%、金属製品の34.1%、一般機械器具の29.4%、木材・木製品の29.1%と続いています。
- ③ 事故の型(挟まれ・巻き込まれ)別・不安全な行動別死傷者比率は「運転中の機械装置等の清掃・注油、修理点検」33%、その他の危険場所への接近の30%、その他不安全行為の18%を合わせると81%が危険限界に身体の一部が接触できるような不備があり災害が発生しています。

こうした機械等による挟まれ・巻き込まれ防止では、労働安全衛生規則の一般基準の内、第101条「原動機、回転軸等による危険の防止」、第107条「掃除等の場合の運転停止等」、第108条「刃部の掃除等の場合の運転停止等」などが義務付けられています。

また、機械ごとに第113条～工作機械、第122条木材加工機械、第130条の2～第130条の8食品加工機械等による危険の防止、第131条プレス等による危険の防止など規定されています。

機械による挟まれ・巻き込まれの多くは、法令順守の徹底と共に不安全な状態をなくして、危険限界に作業者が接近できない措置を講じれば避けられる災害といえます。

●トピック●

## 「舌機能に着目したコンサルタント」



東京支部 労働衛生コンサルタント 清水 俊貴

昨年入会させていただきました清水です。仙川で歯科を開業して20年、都立高校で校医をして10年で、動機づけ面接法もしております。さて、今回は舌機能についてお話します。舌後方1/3は第X脳神経である迷走神経の支配を受けています。迷走神経とは、延髄から出て頭頸部 胸部 腹部に分布し、感覚 運動 分泌を支配しています。脳神経でありながら腹部まで達するので迷走という名があり、私が学生の頃は、この神経は何してるかよくわからんと教わりましたが、その後胃腸の動きや体温、そして血圧さえも上手にコントロールしていることがわかっています。

これは食事の時にベロを良く動かすことで唾液が出て、その後胃腸が動き出し、血液が胃腸に集まり、暖かくなるのと同時に腭液がでて消化を始めるという一連の流れと一致します。すなわち舌から喉、胃腸へ順番にスイッチが入るようになっています。舌を盛んに動かすことで迷走神経が入り、3分で体温があがり身体中がポカポカになりますし唇はプルプルになります。高齢者は誤嚥のリスクが大幅に減ります。舌はまさに命のコ

ントロールセンターでもあるのです。これまで舌を良く動かしましょうというお話はあまり聞かれませんでした。私は大学時代に中国から特別講師で来られた中医の先生に舌の重要性を教えてもらい、それ以来「歯科は舌機能を回復させる場所だ」と思い、舌をしっかり動かせるように意識して診療しています。

さて労働衛生コンサルタントとして職場巡視をすると、仕事場でなにやらモソモソと話をする、喫煙される、姿勢が悪かったり、早食いでお茶と一緒に流し込む如く食事を急ぐ、などに気がつき、これはまずいと思うようになりました。食事中に水分をとると唾液はでませんし、ベロも十分動かさないでも食事が飲み込めてしまいます。

舌は基本的にどンドン動かして、良く噛んで良く喋ってほしい臓器です。元気な声でハキハキと受け答えをすることで本当に元気になります。一方で舌を休ませる時は「上顎にぴったりとすいついてほしい」です。舌が下がったままだと免疫は上がりませんし、口の中が乾燥しがちになります。口呼吸から風邪をひきやすくなります。いまはインフルエンザシーズンですが、あいうべ体操でインフルエンザが大幅に予防できるというデータが取れて話題になっております。

職場で楽しく和気あいあいに話をしたり、仲間同士声をしっかり掛け合うことで安全意識も高まります。しっかり舌を使って話をする、食事を楽しんで食べていること、あるいは日常生活でお口がぽかんと開いてないことは舌機能を維持する上でとても大事です。コンサルタントの先生方におかれましては日々色々な会社と関わりがあるかと存じます。どうぞその際に、元気よく舌が動いているか、お口がぽかんと開いてないかという視点を加えていただければ誠に幸甚です。

 事務局通信

東京支部活動記録 (平成30年4月～平成31年3月)

番号	月日	項目	場所
1	30年5月29日(火)	第123回 理事会	東京産業保健総合支援センター
2	6月21日(木)	平成30年度東京支部通常総会	学士会館
3	6月21日(木)	東京支部労働安全衛生研修会(平成30年度第1回)	学士会館
4	7月5日(水)	第15回 東京産業安全衛生大会	一ツ橋ホール
5	7月30日(月)	第1回 幹事会	東京産業保健総合支援センター
6	9月1日～15日	受動喫煙防止合同説明会(4回)	各労働基準協会など
7	9月20日(木)	東京支部労働安全衛生研修会(平成30年度第2回)	東京産業保健総合支援センター
8	9月21日(金)	平成30年度南関東ブロック会議	かながわ労働プラザ(横浜市)
9	9月27日(木)	第2回 幹事会	東京支部会議室
10	10月23日(火)	東京支部主催 受動喫煙防止説明会 第一回	仏教伝道センタービル
11	11月19日(月)	東京支部主催 受動喫煙防止説明会 第二回	仏教伝道センタービル
12	11月26日(月)	東京支部主催 荷役災害防止担当者安全衛生教育講習会	仏教伝道センタービル
13	11月29日(木)	第3回 幹事会	東京支部会議室
14	12月7日(金)	東京支部労働安全衛生研修会(平成30年度第3回)	東京産業保健総合支援センター
15	31年1月31日(木)	第4回 幹事会	東京支部会議室
16	3月13日(水)	東京支部労働安全衛生研修会(平成30年度第4回)	三田労働基準協会ビル1階
17	3月28日(木)	第5回 幹事会	東京支部会議室

2019 新製品

【より手軽に開梱作業をサポート】

すくい切り+テープスリッターで開梱作業を安全に手軽に



<<<<  
カイコーンの詳細は  
こちらから  
※動画もご覧いただけます



左右両用 ステンレス刃 水洗いOK NSF

品番:238B

NEW **カイコーン**™

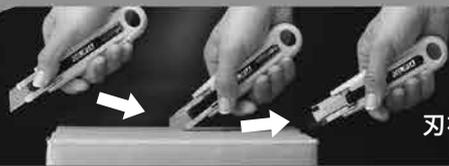


作業員のケガは、ブランドイメージに  
深刻なダメージをもたらす可能性も ...

安全な現場の実現にオルファからのご提案

# SAFETY FIRST

作業員の安全確保は当たり前！  
安全性と用途からツールを選ぶ時代です。



【刃の自動収納】

刃を出したままで起こるケガから身を守る



【露出の少ない刃】



品番: 149B セーフティカッター



品番: 229B オールメタルセーフティカッター

丸洗いができる  
オールステンレス製

NSF



品番: 210B セーフティ ラップカッター



オルファ株式会社 <http://www.olfa.co.jp>

大阪本社: 06-6972-8101 東京支店: 03-3865-8123

※本体画像の比率は一定ではありません

働くルールの情報発信基地、No.1を目指します。



**労働新聞**

68年の実績を誇る人事・賃金・労務の総合情報紙

**安全スタッフ**

労災防止業務をサポートする実務的な専門誌

**労経ファイル**

労働経済資料・各種審議会情報や労働法令の速報資料誌

**安全衛生ノート**

第一線監督者向け安全衛生管理の実務誌

**安全対策の決め手**

できる職長の実務必携

<https://www.rodco.jp/>

**労働新聞社**

〒173-0022 東京都板橋区仲町 29-9

TEL: 03-3956-3151 FAX: 03-3956-1611

労働新聞社

検索

**人事労務・安全情報の  
最新トレンドを提供!!**



**オリジナル記事が満載です!!**

- ▶労働基準関係法令違反の事件を逐一報道する「送検記事」
- ▶全国の地方労働行政の最新情報を届ける「監督指導動向」
- ▶労務トラブルのツボが分かる「助言・指導 あっせん好事例集」
- ▶労務管理の基礎知識をおさらいできる「労働用語集」
- ▶法改正への対応を指南する「若手弁護士による労務エッセー」



**研修に使える動画を配信!!**

- ▶弁護士劇団による「ドラマで学ぶ労務管理」
- ▶企業の危険体感教育の「体験レポート」
- ▶専門家による腰痛予防体操の「実践講座」

現場目線の  
厳選コラム

楽しく学べる  
動画コーナー

他にない  
豊富な  
ニュース

スマートフォンにも対応

講習会のご案内 (公社)東京労働基準協会連合会

(2019年7月～12月)

講習会名		科目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
技能講習	フォークリフト(11時間)	学科 1日	1日(月)		8/26(月)		5日(火)		
		実技 1日	5日(金)		8/30(金)		11日(月)		
	フォークリフト(31時間)	学科 1日	1日(月)	7/30(火)	8/26(月)	1日(火)	5日(火)	3日(火)	
		実技 3日	2日(火)～4日(木) 6日(土) 7日(日)13日(土)	7/31(水)～2日(金)	8/27(火)～29(木) 8/31(土) 1日(日) 7日(土)	2日(水)～4日(金) 5日(土) 6日(日)12日(土)	6日(水)～8日(金) 9日(土)10日(日)16日(土)	4日(水)～6日(金)	
	玉掛け	学科 2日	22日(月)～23日(火)	19日(月)～20日(火)	24日(火)～25日(水)	15日(火)～16日(水)	25日(月)～26日(火)	16日(月)～17日(火)	
		実技 1日	24日(水)/25日(木)/26日(金)	21日(水)/22日(木)/23日(金)	26日(木)/27日(金)/30日(月)	17日(木)/18日(金)/21日(月)	27日(水)/28日(木)/29日(金)	18日(水)/19日(木)/20日(金)	
	ガス溶接	学科 1日	1日(月)	7/29(月)	8/29(木)	9/30(月)	10/30(水)	11/28(木)	
		実技 1日	2日(火)	7/30(火)	8/30(金)	1日(火)	10/31(木)	11/29(金)	
	小型移動式クレーン	学科 2日	8日(月)～9日(火)		2日(月)～3日(火)		10/28(月)～29(火)		
		実技 1日	10日(水)/11日(木)/12日(金)		4日(水)/5日(木)/6日(金)		10/30(水)/31(木)/1日(金)		
	床上操作式クレーン	学科 2日		5日(月)～6日(火)		7日(月)～8日(火)		9日(月)～10日(火)	
		実技 1日		7日(水)/8日(木)/9日(金)		9日(水)/10日(木)/11日(金)		11日(水)/12日(木)/13日(金)	
	高所作業車(10m以上)	学科 1日	16日(火)		9日(月)		18日(月)		
		実技 1日	17日(水)/18日(木)/19日(金)		10日(火)/11日(水)/12日(木)		19日(火)/20日(水)/21日(木)		
	プレス機械	学科 2日			11日(水)～12日(木)				
	乾燥設備	学科 2日	29日(月)～30日(火)			28日(月)～29日(火)			
	はい作業	学科 2日		27日(火)～28日(水)		24日(木)～25日(金)		2日(月)～3日(火)	
	木工機械	学科 2日				23日(水)～24日(木)			
	酸素欠乏・硫化水素	学科 2日	9日(火)～10日(水)	5日(月)～6日(火)	2日(月)～3日(火)	7日(月)～8日(火)	12日(火)～13日(水)	10日(火)～11日(水)	
		実技 1日	11日(木)/12日(金)	7日(水)/8日(木)	4日(水)/5日(木)	9日(水)/10日(木)	14日(木)/15日(金)	12日(木)/13日(金)	
有機溶剤	学科 2日	16日(火)～17日(水) 31日(水)～8/1(木)	20日(火)～21日(水) 29日(木)～30日(金)	9日(月)～10日(火) 19日(木)～20日(金)	3日(木)～4日(金) 17日(木)～18日(金)	7日(木)～8日(金) 25日(月)～26日(火)	5日(木)～6日(金) 19日(木)～20日(金)		
	特化・四アルキル鉛	学科 2日	1日(月)～2日(火) 18日(木)～19日(金)	1日(木)～2日(金) 26日(月)～27日(火)	17日(火)～18日(水)	1日(火)～2日(水) 15日(火)～16日(水)	5日(火)～6日(水) 20日(水)～21日(木)	18日(水)～19日(木)	
石綿	学科 2日	16日(火)～17日(水) 29日(月)～30日(火)	22日(木)～23日(金)	11日(水)～12日(木)	16日(水)～17日(木)	18日(月)～19日(火) 28日(木)～29日(金)	24日(火)～25日(水)		
	鉛	学科 2日	4日(木)～5日(金)			24日(木)～25日(金)			
特別教育	自由研削	学科・実技 1日	18日(木)	27日(火)	10日(火)	8日(火)	19日(火)	16日(月)	
	アーク溶接	学科 2日	3日(水)～4日(木)	7/31(水)～1日(木)	4日(水)～5日(木)	2日(水)～3日(木)	6日(水)～7日(木)	4日(水)～5日(木)	
		実技 1日	5日(金)	2日(金)	6日(金)	4日(金)	8日(金)	6日(金)	
	高所作業車(10m未満)	学科・実技 1日		5日(月)		16日(水)		2日(月)	
	低圧電気	学科 1日	8日(月)	19日(月)	17日(火)	15日(火)	11日(月)	9日(月)	
		実技 1日	9日(火)/10日(水)/11日(木)	20日(火)/21日(水)/22日(木)	18日(水)/19日(木)/20日(金)	16日(水)/17日(木)/18日(金)	12日(火)/13日(水)/14日(木)	10日(火)/11日(水)/12日(木)	
	高圧・特別高圧	学科 2日	25日(木)～26日(金)	29日(木)～30日(金)	24日(火)～25日(水)	29日(火)～30日(水)	18日(月)～19日(火)	16日(月)～17日(火)	
	粉じん	学科 1日	3日(水)		30日(月)			4日(水)	
ダイオキシン	学科 1日		23日(金)			20日(水)			
受験準備	衛生管理者	1種 4日	1日～4日	22日～25日	19日(月)～22日(木)	24日(火)～27日(金)		5日(火)～8日(金)	16日(月)～19日(木)
		2種 3日	1日～3日	22日～24日	19日(月)～21日(水)	24日(火)～26日(木)		5日(火)～7日(木)	16日(月)～18日(水)
		特例 2日	3日～4日	24日～25日	21日(水)～22日(木)	26日(木)～27日(金)		7日(木)～8日(金)	18日(水)～19日(木)
X線作業主任者	学科 2日					28日(月)～29日(火)			
その他	携帯用丸のこ盤	学科・実技 1日	22日(月)		25日(水)		25日(月)		
	職長教育	学科 2日	4日(木)～5日(金)	1日(木)～2日(金)	11日(水)～12日(木)	9/30(月)～1日(火)	10/31(木)～1日(金)	11/28(木)～29(金)	
	安全衛生推進者	学科 2日	18日(木)～19日(金)	22日(木)～23日(金)	9日(月)～10日(火)	3日(木)～4日(金)	5日(火)～6日(水)	2日(月)～3日(火)	
	衛生推進者	学科 1日	31日(水)	26日(月)	27日(金)	28日(月)	27日(水)	20日(金)	
	安全管理者選任時研修	学科 2日	22日(月)～23日(火)	27日(火)～28日(水)	19日(木)～20日(金)	17日(木)～18日(金)	21日(木)～22日(金)	9日(月)～10日(火)	
	衛生管理者能力向上	学科 2日					10/31(木)～1日(金)		
KYT研修	学科 1日	8日(月)	9日(金)	17日(火)	11日(金)	11日(月)	5日(木)		

※ 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなります。  
 ※ 講習会に関する詳細はホームページ又は講習案内をご覧ください。  
 ※ 本スケジュールは本部安全衛生研修センター(江戸川区中央1-8-1)で実施する講習です。各支部(中央・上野・足立荒川・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹及び王子)の各労働基準協会支部で実施する講習については、各支部のホームページをご覧ください。

講習に関する詳しい内容・お申し込みはこちらから  
 (公社)東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター  
 〒132-0021 東京都江戸川区中央1-8-1 [東基連](#) [検索](#)  
 TEL 03-5678-5556 FAX 03-5678-6433

# 安全衛生法令関連業務を強力にサポート!

## 膨大な安全衛生法令と解説等を集約したWEBツール



# 安全衛生セレクション

- ①安全衛生関係法令をWEBで一括管理!  
情報収集と理解のための労力を削減し、改正のチェック漏れを防ぎます!
- ②膨大な法令をカバーするだけでなく、現場で役立つチェックリストなど充実のコンテンツで、実務をバックアップ!
- ③届出、報告、選任などの法的要求事項を抽出した『法令別要求事項』を登載! 労働安全衛生マネジメントにおける法令管理にも最適です!



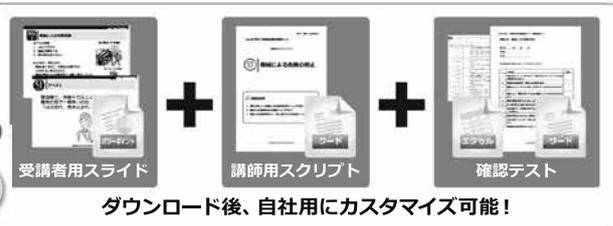
■CONTENTS (一部)	
改正情報	収録法令の法改正概要を提供
法令情報	法・令・則および告示と解釈例規がリンク
通達集	昭和20年代からの安衛法関連の通達約1,700本を収録
法令別要求事項	安衛法と特別規則16本で規定される遵守条項の一覧
現場で役立つ チェックリスト	労働者、作業と機械の安全衛生に係る規制事項をチェックリスト化(約250本) 根拠法令にリンク、チェックリストのポイントを解説
解説情報	安衛法の条文解説、Q&Aを収録
法令相談室	安全衛生関係法令のご相談を受付・回答/よくある質問と回答を相談事例として提供
メールマガジン	安全衛生法令に関する改正情報やニュースをメールマガジンで配信(月1回)

## 誰でも手軽に社内講師に! 研修準備をサポート!

# みんなで学ぶ労働安全衛生 研修ツール



法改正に対応して  
内容を更新!!



自分の身を守るための  
最低限の知識を  
身につける!

【仕様】ダウンロードサイト(年1回更新)

※動作環境についてはホームページをご覧ください。

【価格】年間利用料 初年度 本体48,000円+税  
2年目以降 本体12,000円+税

【構成】◆受講者用スライド ◆講師用スクリプト ◆確認テスト



商品の詳細は



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640